

条例素案作成のための「たたき台」 ステップ分類表（R6. 2. 16委員会終了後修正版）

【素案作成までのステップ】

作業工程	作業内容
ステップ1	条項案作成に当たっての課題等、検討を要する事項を整理する。
ステップ2	当局の現状や考え等を確認の上、整理する。
ステップ3	全体構成、表現、その他の事項を整理する。

【条項案（たたき台）】

区 分	規定する項目（R6. 1. 26 修正案）		課題等、検討を要する事項	当局に確認すべき事項	Step1	Step2	Step3
前文	—	—	—	—			●
総則	第1条	目的	・ 「役割を明らかにする」という対象に「こども」や「議会」を加えるべきでは。（加えるなら、他の条文にも影響あり） ・ 「こどもの施策を最優先に考えるべき」という文言を入れるべきでは。 ・ 目的の主眼をどこに置くのか（こども自身が権利の主体であることなのか、こどもの権利を守るための社会環境を作ることなのか）		●		
	第2条	言葉の意味	・ 「市」とは何を指すのか。 ・ 地域やスポ小の位置付けは。 ・ 事務所がないNPOや社団法人の位置付けを明確にすべき。 ・ 「こども」の定義の整理（こども基本法に準じた定義にするのか、年齢で定義するのか）。 ・ 「等」の扱いに注意が必要。	・ 市が考える「市」、「こども」の定義。	●	○	
保障すべき子どもの権利	第3条	子どもにとって大切な子どもの権利	・ 特に大切なものとして保障しなければならない権利の内容が細かすぎないか。（具体的に記載するか、一括して定義するか。具体的に記載するのであれば、記載する権利をどのように決定するか。） ・ 条文の書き方に統一性がない。		●		
	第4条	子どもの権利の普及啓発	・ 第1項は、第6条の「市の役割」として記載すべきでないか。 ・ 第1項の普及啓発の対象に、こどもを含めなくてよいか。 ・ 「こどもの権利の日」は必要か。 ・ 第2項と第3項は、必要なら別の章で規定すべきでは。		●		
	第5条	子どもの権利を学ぶ機会の保障	・ 「保障すべきこどもの権利」とは違うのか。 ・ 第6条の「市の役割」、「育ち学施設の役割」と重複しないか。 ・ 第2章に入れるべきものか。 ・ 主体的な学びの機会の保障とするか、総括的な機会の保障とするか。 ・ 他者の権利を尊重することの記載は、この場所での規定が適切か。		●		

区 分	規定する項目（R6.1.26 修正案）		課題等、検討を要する事項	当局に確認すべき事項	Step1	Step2	Step3
子どもの権利を保障するための役割	第6条	市の役割	- 第4条第1項及び第5条と内容が重複しないよう調整が必要。 - 他の条項で具体的な市の役割が規定されるため、総括的な記載となっているが、より具体的にした方がよい。		●		
	第7条	保護者の役割	「市民の役割」との違いが分かるような記載にすべきでは。 - 第2条で「事業者」の定義づけが必要では。 - ヤングケアラーやネグレクト、DV等からの保護についても、ここで具体的に規定すべきか、次章で規定すべきか。		●		
	第8条	市民の役割	「保護者の役割」との違いが分かるような記載にすべきでは。 「こどもが権利の主体であること」との記載が分かりにくい。 - 地域、事業者の位置づけは、どうするか。 「こどもの地域づくり」への参画の規定が必要か。		●		
	第9条	育ち学ぶ施設の役割	- 第5条と内容が重複しないよう調整が必要。 (1)～(4)は、市や市民の役割まで記載しているので省く必要があるが、そもそも必要かも検討が必要。 - 本市での事例から、特にこどもの権利を学ぶことや、こどもの最善の利益を優先することなども、ここで規定すべきではないか。		●		
子どもを支える人々への支援	第10条	保護者と家庭への支援など	- 第6条の「市の役割」、「育ち学ぶ施設の役割」と重複しないか。 - 第1項の保護者と家庭への支援を分ける必要があるのか。 - 第2項では、こどもへの支援まで触れている。 - 第2項だけ、内容が具体的すぎないか。 - レスパイトに関する記載は必要ないか。 - 経済的支援について規定する必要はないか。		●		
	第11条	育ち学ぶ施設への支援	「必要な支援を行います」より、「市は、育ち学ぶ施設に対し、次に掲げる支援を行います」として、その下に具体的に記載すべきでは。 - 必要な支援をより具体的に規定する必要はないか。 - 就学前施設の対人数や就業者の確保、ゆとりをもってこどもと接するための就労環境の整備などを規定する必要はないか。		●		
	第12条	市民活動への支援	- この程度の内容でよいのか。具体的に何を支援するのか分からなくないか。より具体的に、活動に対する支援を規定した方がよい。 - 市民がこどもとの適切な関わりを学ぶ機会や、適切にこどもと関われるよう、心身のケアについて規定してはどうか。 - 人材育成について、ここで規定してはどうか。		●		

区 分	規定する項目（R6. 1. 26 修正案）		課題等、検討を要する事項	当局に確認すべき事項	Step1	Step2	Step3
子どもに優しい まちづくりの推進	第13条	子どもの居場所	- 第2項は、第11条第2項と内容が重複しているので、整合性等、検討が必要。 - 第2項は、「子どもの居場所」の内容か。 - 第3項は、役割についての記載では。 - 特に不足していると思われる居場所を第1項に具体的に列記すべきか。 - こどもによる居場所づくりへの支援の規定は必要ないか。 - 声を上げられないこどもへの配慮に関する規定は必要ないか。 - 第3項の内容は、子どもに負担を強いることにならないか。		●		
	第14条	療育・発達支援	療育・発達支援の拡充は、本市の喫緊の課題であるため、市の義務として、一人ひとりの発達に合わせた適切な療育・支援が受けられる環境づくりも規定してはどうか。		●		
	第15条	学びの機会	- 第3項と第4項の違いが分かりにくい。 - 第3項には、育ち学ぶ施設の関係者は入らないのか。 - 特に配慮が必要な環境にあるこどもの学びの機会は。		●		
	第16条	子どもに関わる相談	- 第4項の連携体制には、こどもを支援する団体なども加えてはどうか。 - 第6項のプライバシーの保護に関する規定の中で、他者の定義を明確にする必要はないか。	第2項について、現体制と今後の方針。	●	○	
	第17条	子どもの意見表明	- 第1項と第2項は、第2章の「保障すべき子どもの権利」の内容では。 - 第6項と次条の第2項とで、内容が重複していないか。 - 第4項以降の規定に、育ち学ぶ施設の関係者を含めなくてもよいか。		●		
	第18条	子どもの参加	- 第1項は、第2章の「保障すべき子どもの権利」の内容では。 - 前条第6項と第2項とで、内容が重複していないか。 - こども会議などの具体的な仕組みを規定する必要はないか。	第2項、第3項、第6項について、それぞれ所管する部署の現状と今後の展開。	●	○	
	第19条	子ども一人ひとりに合わせた支援	他の条項と内容が重複している。この程度の内容でも規定する必要があるか。		●		
	第20条	子どもからおとなへの移行支援	切れ目のない支援のため、「こども」の定義と合わせて検討する必要があるのでは。		●		
子どもの安全と安心の確保	第21条	子どもの安全（安心）	- 第1項「子どもは家庭や・・・保障されます。」は、第2章の「保障すべき子どもの権利」の内容では。 - 第1号～第4号は、この条で規定されるべきものであるか。 - 第7号の主語がない。 - 具体的な権利として記載するのか、他の条項との関係も検討する必要がある。		●		
	第22条	暴力、虐待および体罰の防止	- 当局への確認前に、たたき台を作成しておくべきではないか。 - 育ち学ぶ施設だけではなく、家庭も含め、あらゆる場所での暴力、虐待からの保護についても考えるべき。	現体制と今後の方針。	●	○	
	第23条	暴力、虐待および体罰を防止するための体制整備（第三者評価）	家庭での暴力、虐待、体罰の予防のための体制を委員会としても考えておくべき。	現体制と今後の方針。	●	○	
	第24条	いじめの防止	- 第6章の中で規定すべきものか。（第6章の構成について、再検討が必要では） - いじめ根絶の宣言について考えるべきでは。	現体制と今後の方針。	●	○	
	第25条	いじめ防止基本方針と いじめ防止関係者連絡会		現体制と今後の方針。		●	
	第26条	いじめ問題対策委員会		現体制と今後の方針。		●	
	第27条	いじめ問題調査委員会		現体制と今後の方針。		●	

区 分	規定する項目（R6.1.26 修正案）		課題等、検討を要する事項	当局に確認すべき事項	Step1	Step2	Step3
子どもの権利擁護の仕組み	第28条	子どもの権利擁護委員		・ 現体制と今後の方針。		●	
	第29条	相談・調査専門員		・ 現体制と今後の方針。		●	
	第30条	権利擁護に関する必要な事項	・ 当局への確認前に、たたき台を作成しておくべきではないか。	・ 現体制と今後の方針。	●	○	
条例の推進体制	第31条	推進計画	・ 推進に加え、条例の改善についても規定してはどうか。	・ 「推進計画」に、「子ども子育て支援事業計画」が当たるのか。	●	○	
	第32条	評価と検証	・ 評価と検証は、どこが行うのか。 ・ 市だけが、子どもの意見を聞くのか。 ・ 委員の意見を聞くとは、どのようなことを想定しているのか。 ・ こどもの参加を必須とすべき。	・ 当局の考える評価と検証の方法。	●	○	
附則	—	—	—	—			●